

記者発表（発表・資料配布）				
月／日 （曜日）	担当部署名	電話番号 （ダイヤル）	発表者名 （担当名）	その他 配布先
4 / 9 （金）	東播磨県民局 地域振興室 県民課ものづくり産業担当	(079)421-9142	地域振興室長 陰山 晶彦 (室長補佐兼班長(ものづくり産業担当) 前田英樹)	—

東播磨小規模企業情報発信支援事業費補助金について

東播磨における小規模企業の人材確保支援として、東播磨管内に本社または主たる事務所(実質的な本社)をおく小規模企業が実施する採用・定着強化に向けた取組みに対して補助します。

補助内容

1. 補助対象者

以下の全ての要件に当てはまる小規模企業が対象となります。

- 1)東播磨管内(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)に本社又は主たる事業所(実質的な本社)がある。
- 2)従業員 29 人以下の企業(製造業に限る)。
- 3)今後 1 年間の採用計画数が直近 1 年間の採用実績数を上回っている(採用計画数・採用実績数共に正社員に限る)。

2. 補助対象となる取り組み

- 1)民間求人メディアへの掲載料。

(注 1)事前の申込と事業実施後の実績報告が必要です。

(注 2)補助金決定通知後 2 ヶ月以内に事業を開始すること。

(注 3)申請から実績報告までを指定期日内(補助事業終了後 30 日以内もしくは令和 4 年 4 月 10 日のいずれか早い日)に行うことが必要です。

3. 補助金額

小規模企業が負担した経費(税抜)の 2 分の 1 以内。

上限：1 社あたり 10 万円

※消費税は補助対象外です。

申請について

- ・申請については、HP をご覧ください。検索「東播磨小規模企業情報発信支援事業」
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ehk11/mono/22hshoukibo.html>
- ・県の交付決定前に発生した費用については補助対象外です。
- ・予算が無くなり次第終了します。

問い合わせ・申請書提出先

東播磨県民局地域振興室県民課 ものづくり産業担当

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 TEL：079-421-9610